

平成 16 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ ア ン ド エ ム
（ 大 証 ヘ ラ ク レ ス 4 7 7 1 ）
本 社 大 阪 府 吹 田 市 江 坂 町 1 - 2 3 - 3 8
代 表 者 名 代 表 取 締 役 森 中 一 郎
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 統 括 杉 浦 友 泰
T E L 0 6 - 6 3 3 9 - 7 1 7 7

新株予約権（ストックオプション）発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 21 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の業績向上への意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および当社業務提携先の取締役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものです。
2. 新株予約権割当の対象者
当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および当社業務提携先の取締役および従業員。（以下「対象者」と総称する。）
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 800 株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
 - (2) 発行する新株予約権の総数
800 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、3.(1) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (3) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の取締役会決議の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所へラケレスが公表する当社株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取締役会決議の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の取締役会決議の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当りの払込価額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成17年1月1日から平成19年12月31日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、従業員および当社業務提携先の取締役および従業員であることを要する。ただし、新株予約権の割当を受けた者が、権利行使資格を失う際に、取締役会が適切と認める場合においては、当該対象者が権利行使資格を失った後も引き続き新株予約権を行使できるものとするができる。

その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(6) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を必要とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行の内容は、上記について平成16年6月29日開催予定の当社第14期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会后に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上